

第7回 久慈市農業委員会議事録

- 1 日 時 令和7年9月22日（月）13時30分～14時50分
- 2 場 所 市役所車庫棟会議室2・3
- 3 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
議案第3号 農地法の適用外証明願いについて
議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について
報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の届出書の提出について
報告事項(2) 会務報告
- 4 出席者 農業委員及び農地利用最適化推進委員 27名(別添名簿のとおり)
事務局 事務局長 澤 口 紀 子
農地係長 大 道 学
主任 長 代 美 穂
農政課 主 査 大 崎 純

第 7 回 農業委員会議出席者名簿

出席…○

農 業 委 員		
議席	氏 名	出席
1	外 里 明 美	○
2	三 上 昌 明	○
3	鹿 糠 勢津子	○
4	木 村 晴 子	○
5	安堵城 克 芳	
6	宇 部 文 人	○
7	鹿 糠 勇	○
8	内久保 宏 明	○
9	大鹿糠 正 行	
10	成 田 晃 彦	○
11	米 澤 豊	○
12	宇 部 慎 二	○
13	中 塚 義 弘	○
14	上 村 信 志	○
15	田 村 英 寛	○

農地利用最適化推進委員		
地区	氏 名	出席
久慈	間 健 倫	○
久慈	城 内 仲 悦	○
小久慈	岸 里 卓 見	○
宇部	大 崎 惠 作	○
大川目	小 倉 明	○
長内	佐 藤 正 義	○
夏井	中川原 広 志	○
侍浜	桑 田 孝 一	○
山根	松野下 富 則	○
山形	二 橋 光 博	○
山形	石羽根 忠 志	○
山形	長 内 幸 一	
山形	下 舘 定 一	○
山形	下 舘 靖	○
山形	大 上 和 義	○

5 会議の内容

	発言主旨
13:30 開会	
会長	ただ今から、令和7年度第7回久慈市農業委員会議を開会いたします。 (会長あいさつ)
事務局長	本日の欠席通告委員を報告します。1番外里委員、2番三上委員、4番木村委員、12番宇部慎二委員、小倉推進委員より欠席通告がありました。以上です。
会長	それではこれより議事に入ります。議事録署名委員及び会議の書記の指名を行います。久慈市農業委員会会議規則第10条に規定する議事録署名委員及び書記を当職から指名させていただくことで、ご異議ございませんでしょうか。 (「異議なし」の声) 異議なしということでございますので、議事録署名委員には、13番中塚委員、14番上村委員、お願いします。書記には事務局の大道係長を指名いたします。書記には事務局の大道係長を指名いたします。 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可についてを議題とします。議案第1号付議番号1番の関係者である、澤口事務局長は退室をお願いいたします。 (澤口事務局長 退室) それでは事務局より議案の説明をお願いします。
長代主任	12ページをお開き願います。議案第1号農地法第3条の規定による許可について、付議番号1番です。土地の表示、譲渡人、譲受人、申請事由は記載の通りとなっております。本申請地ですが、譲渡人は相続により取得した農地を耕作管理できないことから、農業者へ売り渡すものとなります。 契約は売買で売買額は〇〇万円と伺っております。以上で付議番号1番の説明を終わります。
会長	事務局の説明が終わりました。続いて現地調査員からの報告をお願いします。付議番号1番について、石羽根推進委員お願いいたします。
石羽根推進委員	場所は〇〇園の〇〇町側の入口から〇〇方面に向かって、800mほど行ったところになります。現状作付はしてありませんでしたが、草刈りなどの管理はされておりました。今後、水田として使用するには問題ない

	発言主旨
	ものと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会長	<p>現地調査委員からの報告が終わりました。質疑を許します。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>異議なしという声があります。議案第1号については、特に意見がないものとして決しました。</p> <p>（澤口事務局長 入室）</p> <p>続いて付議番号2番について事務局より説明を願います。</p>
長代主任	<p>付議番号2番、土地の表示、譲渡人、譲受人、申請事由は記載の通りとなっております。本申請地における譲受人の有限会社についてですが、〇〇町の認定農業者であることを〇〇町農林課より確認しております。また、本申請にあたり、当該法人の農地所有適格要件について事務局で確認を行いました。農地所有適格法人となるのに必要な要件はすべて満たしていることを確認しましたので、ご報告いたします。売買価格は〇〇万円、農地取得後の作付作物は水稻と伺っております。以上で付議番号2番の説明を終わります。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。続いて、現地調査委員からの報告を願います。中川原推進委員お願いいたします。</p>
中川原推進委員	<p>場所は〇〇地区の〇〇センターを〇〇方向に向かった所です。もう1カ所は〇〇公民館の近くになります。今後も田んぼとして耕作され、譲渡人は高齢であり後継者もいないので、譲受人は規模拡大ということで売買ですから何ら問題ないと思われれますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>議案第1号付議番号2番について、事務局と現地調査員の報告が終わりました。質疑を許します。</p> <p>（城内推進委員 挙手）</p> <p>城内推進委員。</p>
城内推進委員	<p>この有限会社の資格要件ですが、具体的にどういう要件があるのですか。</p>
大道係長	<p>5つの要件を確認することになっております。法人形態要件、事業要件、構成員要件、構成員議決要件、業務執行役員要件となっております。</p>

	発言主旨
	皆様ご存じの通り資産保有目的で、投機目的の法人による農地等の取得が行われないようにするため、これら要件を確認するものとなっております。以上です。
会長	他にございませんでしょうか。 (「なし」の声) 質疑を打ち切ります。採決いたします。付議番号2番について、特に意見がないものとしてよろしいですか。 (「異議なし」の声) 議案第1号、付議番号2番について、特に意見がないものとして決しました。続きまして議案第2号、農地法第5条の規定による許可についてを議題とします。事務局より議案の説明を願います。
長代主任	議案第2号農地法第5条の規定による許可について、付議番号1番です。土地の表示、譲渡人、譲受人、転用事由はそれぞれ記載の通りとなっております。本申請地は、自己住宅建設のための、転用申請となります。契約ですが、使用貸借ということで伺っております。 付議番号2番、土地の表示、譲渡人、譲受人、転用事由は記載の通りとなっております。本申請地ですが、会社の車両及び資材置き場にするための転用申請となります。売買額は〇〇万円と伺っております。以上で事務局の説明を終わります。
会長	現地調査委員の報告を願います。宇部文人委員、お願いします。
宇部文人委員	付議番号1、場所は〇〇施設の東隣りになります。周りは住宅に囲まれており、現地は草刈りはされ、管理されておりました。 付議番号2番、場所は、〇〇橋を渡る交差点の近くになります。現地は耕作されておりましたが、草は刈られ管理されておりました。
会長	議案第2号について事務局と現地調査員の報告が終わりました。質疑を許します。 (「なし」の声) なしという声があります。質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第2号について特に意見がないものとして、よろしいですか (「異議なし」の声) 意見がないものとして決しました。次に、議案第3号、農地法の適用外証明願についてを議題とします。事務局より議案の説明を願います。

	発言主旨
長代主任	<p>議案第3号、農地法の適用外証明願についてです。付議番号1番、土地の表示、願出人、変更しなかった理由などは、記載の通りとなっております。本申請地ですが、申請者は、相続により取得しておりましたが、前所有者のときから耕作放棄されておまして、20年以上、農地として利用されておらず、相続時に農地という認識がなかったため、現在まで至ってしまったことから、証明願を申請するものであります。</p> <p>付議番号2に移ります。土地の表示、願出人、変更しなかった理由は記載の通りとなっております。申請者は、過去に田んぼから畑に転換し、耕作をしておりましたが、高齢になり、平成元年頃から休耕をしており、その後、手入れがされないままになり、農地法の手続きについての知識もなかったため、現在まで、地目変更としていなかったということです。以上で議案第3号の説明を終わります。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。続いて現地調査委員からの報告を願います。付議番号1番は、石羽根推進委員お願いいたします。</p>
石羽根推進委員	<p>付議番号1番について、1カ所目は〇〇町の〇〇施設がある場所の西側に面した休耕田が連なった所の一部になります。</p> <p>2カ所目は〇〇病院の道路向かいにある〇〇薬局さんより線路側に進んだところであり、線路に接している土地になります。2カ所とも背丈以上のススキや雑草が生い茂っており、周辺にも同じような状況が見られました。農地として利用することは到底、不可能であると見受けられ、適用外もやむを得ないものとして見て参りました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>続いて付議番号2番は、宇部文人委員お願いいたします。</p>
宇部文人委員	<p>現地は、〇〇町の墓地のすぐ裏側になります。現地はプレハブ小屋等があり、とても耕作できる状態ではないと見て参りました。以上です。</p>
会長	<p>議案第3号について事務局と現地調査員の報告が終わりました。質疑を許します。</p> <p>（「なし」の声）</p> <p>質疑を打ち切ります。採決をいたします。議案第3号について、特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p>

	発言主旨
	<p>そのように決めます。次に、議案第4号農地利用集積等促進計画案について議題とします。議案第4号に関係者がいらっしゃいます。関係者である、宇部文人委員は退出をお願いいたします。 (宇部文人委員 退室)</p> <p>それでは、事務局より議案の説明を願います。</p>
大道係長	<p>議案第4号農用地利用集積等促進計画案についてご説明いたします。令和7年度農用地利用集積等促進計画案が提出されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農業委員会の意見を求めるとなっております。農地中間管理機構を通じて農地の賃借を行うものとなります。農地の譲渡人、譲受人は記載の通りとなります。全部で53件、76筆について農地中間管理機構を通しまして、10年の賃貸借権を設定しようとするものです。今回記載されております農地は、すでに農地中間管理機構を通しまして賃貸借をしているもので、本年度末に満了予定であり、継続意向の合意に至り、更新しようとするものです。譲受人は、水田、畑として利用すると伺っております。以上で議案第4号の説明を終わります。</p>
会長	<p>議案第4号についての説明が終わりました。質問等ございますか。 (「なし」の声)</p> <p>なしという声があります。質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第4号について特に意見がないものとしてよろしいですか。 (「異議なし」の声)</p> <p>そのように決めます。 (宇部文人委員 入室)</p> <p>次に、報告事項(1)農地改良等届の提出についてを議題とします。</p>
長代主任	<p>報告事項(1)農地改良等届出書の提出がありましたのでご報告いたします。土地の表示、申請人、届け出事由、完了予定日などは記載の通りとなっております。届け出事由は田畑転換となっております。以上で報告事項(1)についての報告を終わります。</p>
会長	<p>皆さんから質問等ございますか。 (「なし」の声)</p> <p>報告事項ですので、そのようにさせていただきます。次に、報告事項(3)会務報告を議題とします。澤口事務局長お願いします。</p>

	発言主旨
事務局長	(会務報告:8月23日～9月22日)
会長	以上をもちまして第7回の久慈市農業委員会議を終了いたします。ご苦勞さまでございました。
14:50 閉会	